

介護サービス事業所の指定を受けられる事業者
及び介護サービス事業所を運営されている事業者の方へ

「介護サービス情報の公表」の有効活用について



介護サービス情報の公表」は義務です。
報告をしなかったり、調査を拒否したりした場合は、
介護保険法の規定により、所定の手続きを経て、
指定等が取消しとなることがあります。

1 「介護サービス情報の公表」とは

介護保険法第115条の35に規定されています。介護サービス情報の公表については、介護サービス事業所に関する基本的な情報とともにサービスの内容や運営などの取組状況に関する情報を提供することにより、利用者がその情報を基に事業所を比較、検討し、主体的な選択ができるよう支援すること、また、事業者においては、公表した情報を閲覧した利用者等がニーズにあったより適切な事業所を選択することにより、事業者の努力が適切に評価され利用者から選択されることの支援を目的として、平成18年4月に設けられた制度です。

事業者の役割

運営する事業所ごとに、その提供する「介護サービスの情報」を都道府県に「報告」しなければならない

都道府県の役割

- ・ 報告された情報を「公表」しなければならない
- ・ 必要に応じて公表の前に「調査」をすることができる

厚生労働省が管理・運営する「介護サービス情報公表システム」を活用し、
全国一律の内容で、報告や公表が実施されています。

公表システムのアドレス <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

2 制度の概要

- ・ 「報告」とは：公表システムを活用し、調査票に入力し送信する作業のこと。
- ・ 「公表」とは：報告された調査票の内容を公表システムにより、広く一般に提供すること
- ・ 「調査」とは：調査の対象となる事業所から報告された調査票の内容を、調査員が事業所を訪問し確認すること。

3 対象事業所

- ・ 報告・公表は、全介護サービス事業所
- ・ **※ 計画の基準日（4月1日）前の1年間において、介護サービスを提供しており、そのサービスの対価として支払を受けた金額（利用者1割負担を含む。）が100万円を超える事業所。**
- ・ 調査は、指定を受けてから3年以内の事業所（※ 調査には手数料がかかります）

4 調査の流れ

毎年度、知事が定める「計画」に基づいて実施します。

計画には、対象となる事業所ごとの報告の期日、公表予定月、調査対象となる事業所は、調査予定月や指定調査機関名などを定め、その内容を各事業所に指定情報公表センターからお知らせします。

5 調査手数料について

- (1) 北海道保健福祉部手数料条例に基づき徴収する。
- (2) 調査手数料の額 居宅系サービス 21,500円/件
施設系サービス 29,700円/件

※「通所介護」は、「居宅系サービス」になります。

※消費税率の引き上げに伴い、上記金額に改正し10月1日施行されます。

- (3) 徴収の方法

調査を受ける事業所は、調査票提出後速やかに、専用の「貼付用紙」に「北海道収入証紙」を貼付して道に送付してください。手数料の納付確認後に調査を行います。

※手数料納付期限については、指定情報公表センターからお知らせします。

6 問い合わせ先

介護サービス情報の報告・調査・公表の実施に関しては

北海道介護サービス情報公表センター（社会福祉法人北海道社会福祉協議会内） 電話 011-218-7516（直通）

制度全般及び手数料に関しては

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護運営グループ 電話 011-204-5176（直通）
